

売春防止法の「解釈改法」の問題点

―要保護女子から婦人保護事業の対象者へ―

十文字学園女子大学 片居木 英人 (1716)

キーワード：売春防止法、要保護女子、婦人保護事業の対象者

1. 研究目的

売春防止法が規定する保護更生の対象は「要保護女子」である。すなわち「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子」である。つまり、売春防止法に基づく婦人保護事業の公共性とは、「売春性・転落危険性に焦点化する保護更生的公共性」なのである。しかし現在、この婦人保護事業の公共性が“揺れ動いて”いる。売春防止法という法律の下位にある「通達」によって、法が予定する要保護女子像が大きく変質させられている。要保護女子の拡大解釈の通達行政が売春防止法の婦人保護事業を実質的に変更させているという点で、売春防止法制に内部において“下剋上”が生じていると指摘できる。「解釈改憲」という憲法政治上の表現を借りるならば、「解釈改法」（法律改正の 절차를踏まず、解釈によって法律の意味内容を変更させること）の手法ともいえるだろう。

この初手が「昭和45年度婦人保護事業費国庫負担及び補助について」（1970年4月、厚生省社会局長通知）の「なお書き」、いわゆる「四五通達」と呼ばれるものであった。この四五通達の問題点については、筆者も前回の日本社会福祉学会・第60回秋季大会の女性福祉・ジェンダー分科会の報告において指摘したところである。その後も、通達行政による「解釈改法」が積み重ねられ、1999年4月の「夫等からの暴力により保護を必要とする女性への対応について」（厚生省社会・援護局保護課長・厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知）では、要保護女子という表現は消え、変わって「婦人保護事業の対象者」が登場してきた。

本報告は、通達行政の「要保護女子から婦人保護事業の対象者へ」の拡大解釈、売春防止法の「解釈改法」が婦人保護事業を“混迷させている”点を明らかにし、脱“混迷”へむけ、理論的道筋をつけようとするものである。

2. 研究の視点および方法

まず、1999年4月の「夫等からの暴力により保護を必要とする女性への対応について」の検証が必要である。四五通達は、婦人保護事業の対象を売春ケース（本来ケース）から非売春ケース（一般ケース）へと拡大させたが、「転落未然防止の見地から」としており、売春防止法の要保護女子像との整合性を持たせようとする姿勢がうかがえる。しかし、「夫等からの暴力により保護を必要とする女性への対応について」は、「婦人保護事業においては、売春を行うおそれのある者のみに限らず、家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者について広く相談に応じ、当該女性の持つ問題の内容に応じて柔軟に保護、援助を行うこととした。」としている。売

春を行うおそれのある者のみに限らず、というように“あっさり”要保護女子像を乗り越え、非売春ケース（一般ケース）まで対象を拡大させている。正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有する、その問題を解決すべき機関が他にない、現に保護・援助を必要とする状態にあると認められる、とのとらえ方は、端的にいえば「女性問題ならば何でもあり」ということである。売春防止が射程とする「要保護性」の範囲を超越し、婦人保護事業の対象者として拡散させたことは、婦人保護事業における専門性の不明確性も増長させることにつながった。売春防止法と婦人保護事業の“乖離”は、「売春防止法、それはそれとして…」という思考・行動様式を醸成させ、売春防止法第4章「保護更生」の部分空洞化させ、そしてまた連動し、「売春（買春）は人としての尊厳を害する」という法規範力それじたいも弱めていく危険性を有しているといえるだろう。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会「研究倫理指針」の、第2「指針内容」の、A「引用」項目の1~4の遵守。

4. 研究結果

「夫等からの暴力により保護を必要とする女性への対応について」（1999年4月）の「解釈改法」的問題点を指摘した。そしてこの問題点は、2001（平成13）年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の制定・施行とその法運用で決定的となる。2002（平成14年）3月29日、厚生労働者雇用均等・児童家庭局長通知、すなわち「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について、が発せられた。婦人保護事業には「配偶者からの暴力被害女性の支援における中核としての役割」が付与された。もちろん「暴力被害女性等に該当しなくても、現に保護・援助を必要とする状態にあると認められる者」も婦人保護事業の対象者の範囲に含まれている。婦人保護事業の公共性は、売春防止法の保護更生としてのスイッチから、DV防止法の暴力被害女性等の支援策としてのスイッチへ“切り替えられた”かのようなのである。

5. 考察

このような通達行政レベルによる「対象者切り替え・継ぎ足し方式」でよいのだろうか。現在、婦人保護事業には人身売買罪（刑法）に連なる人身取引対策行動計画によって人身取引被害者保護の任務も追加付与されている。「要保護女子」、暴力被害女性、人身取引被害者、生活困窮、母子福祉への支援策展開は、どれも人権保障として重要なものである。だからこそ、通達行政の「対象者切り替え・継ぎ足し方式」ではなく、男女共同参画社会基本法の福祉バージョン法が制定され、その基本法を中心に、女性福祉行政として再構築されていく必要がある。婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設、婦人保護事業も「名称変更」をともなった立法政策の方向性のなかで、その役割や専門性が整序・定立されていかなければならないと考える。